

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

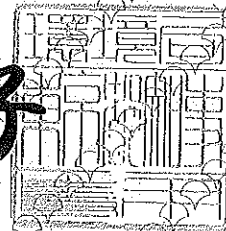
住所 東京都大田区城南島四丁目5番10号

氏名 株式会社永野紙興  
代表取締役 迎 康行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2年12月 1日

許可の有効年月日 令和 7年11月30日

## 1. 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類  
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上10種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（フォーム、PPバンド、ソフトボトルを除く。）、金属くず（空き缶を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（空き瓶を除く。）、  
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上3種類)

## 2. 積替え保管施設（詳細は裏面のとおり）

施設所在地：東京都大田区城南島四丁目5番10号

## 3. 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入・搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

## 4. 許可の更新・変更の状況

平成 2年12月 1日 新規許可

令和 3年 1月 22日 更新許可 第6回

## 5. 積替え許可の有無 無

## 6. 規則第9条の2第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

認定番号：4-17-B0036

